

令和6年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

受給者	個人番号(または基礎年金番号)								年金コード			

機構
使用欄

*基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

提出年月日	令和 年 月 日
-------	----------

A 受給者

下記①～③は該当なしの場合は記入不要です。

フリガナ		① 本人障害	1.普通障害 2.特別障害
氏名		② 寡婦等 本人の年間所得見積額 500万円以下	1.寡婦 (子がない女性の方) 2.ひとり親 (子がいる方)
住所		退職所得を除いた 所得見積額で 要件に該当	4.寡婦 5.ひとり親
電話番号			地方税(個人住民税)控除のみ
生年月日		③ 本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える 場合は右の欄に○をしてください。

B 控除対象となる配偶者

	④ 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	⑤ 配偶者の区分	⑥ 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要
フリガナ		配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 108万円以下の方	1.普通障害 2.特別障害
氏名		上記以外の場合 「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の 見積額をご記入ください(収入がない方 はゼロを記入)。	⑦ 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要
フリガナ		万円	1.同居 2.別居
氏名		退職所得あり	⑧ 配偶者老人区分
フリガナ		万円	1.非居住者 2.老人
フリガナ			配偶者の所得見積額が48万円 以下かつ70歳以上の場合に該当
フリガナ			

C 扶養親族(3人目以降は裏面にご記入ください)

	⑨ 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)*	⑩ 続柄	⑪ 障害	⑫ 同居等の区分	⑬ 年間所得の見積額
フリガナ		3子 4孫 5父母祖父母 6兄弟姉妹 7その他 8甥姪等 9三親等以内の親族	該当なしの場合は記入不要	国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	退職所得のある方 退職所得を除いた所得額
フリガナ		1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通障害 2.特別障害	1.同居 2.別居 国外居住	48万円以下 48万円超
フリガナ		1.特定 2.老人	2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円以上送金	退職所得あり	退職所得を除いた金額が48万円以下
フリガナ		1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通障害 2.特別障害	1.同居 2.別居 国外居住	48万円以下 48万円超
フリガナ		1.特定 2.老人	2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円以上送金	退職所得あり	退職所得を除いた金額が48万円以下

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

C 扶養親族(続き)

9 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※		続柄	10 生年月日 特定・老人の種別	11 障害 <small>該当なしの場合は記入不要</small>	12 同居等の区分 <small>国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要</small>	13 年間所得の見積額 <small>退職所得のある方 退職所得を除いた所得額</small>
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居 2.別居 国外居住	48万円以下 48万円超 退職所得あり
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1.特定 2.老人	2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居 2.別居 国外居住	48万円以下 48万円超 退職所得あり
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1.特定 2.老人	2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居 2.別居 国外居住	48万円以下 48万円超 退職所得あり
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1.特定 2.老人	2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居 2.別居 国外居住	48万円以下 48万円超 退職所得あり
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1.特定 2.老人	2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居 2.別居 国外居住	48万円以下 48万円超 退職所得あり
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1.特定 2.老人	2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた 金額が48万円以下

D 摘要欄

14 摘要	<hr/> <hr/> <hr/>
----------	-------------------

個人番号(マイナンバー)について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・記入がない場合でも、記入がないことだけを理由に申告書を不受理とすることはありません。
- ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。